

リレー連載 街づくりを考える 40

山並み眺望をついに守りとおした鎌倉(その三)

伊達美徳

世界遺産ブーム

このところ世界遺産ブームの感がある。国連機関のユネスコから世界遺産というお墨付きをもらうと、なにか良いことがあるのだろうか。

県や市指定よりも国指定重要文化財が格が上で、世界とつけばそれよりも格上だとすればもうすぐ宇宙遺産ができるかもしれない。

去年は石見銀山が登録されると、全国あちこちからわれわれも世界の遺産だと声があがっている。そんなに世界にぬぎんでる遺産が日本にあったかしらと思つた。

世界ブランドお墨付きで観光客を呼びこもうとする商売っ気、よく言えば地域振興策にしようという下心もありそうだ。

いちがいに悪いことではないが、世界遺産とはそのようなものなのだろうか。

そんなところに「ワークシヨップ」世界遺産に鎌倉を『なる会議』に、コメントーターで参加することになった。鎌倉も世界遺産推薦の暫定リストにだいが前に載つたが、いまだに暫定のままらしいとは知つていた。その程度で、そもそも世界遺産とはなにか、鎌倉の登録運動のこともよく知らないのである。

それでコメントーターとはあつかましいが、こんな一般人も多いだろうし、元市民だから鎌倉を知らないでもなしとして、にわか勉強したのであつた。

それでわかつたが、この連載のテーマの鎌倉の山並み景観保全が、実は世界遺産への登録条件と密接に係っているのであつた。

『世界遺産に鎌倉を』

どう関係しているかの話の前に、ちょっと

聴ずかしい話をする。

「世界遺産に鎌倉を」とキャッチフレーズがあるように、鎌倉全体、いや少なくとも旧鎌倉全体を世界遺産登録しようとしているのかと、わたしは思つていた。先輩の京都・奈良も紀伊山地も、そっくり世界遺産かと。わたしだけなくそう思っている人も多いフシもある。

ところがなんと、国指定の史跡や重要文化財建築のみが世界遺産登録であつて、その広さはほんの一部にすぎないのだ。

その誤解のもと、原爆ドームのように登録遺産そのものを名乗ればわかるが、京都・奈良のように都市の下に「の文化財」と、いくつもの登録遺産をまとめて名乗るからである。

それに加えて、世界遺産登録したところの地図を見ると、登録した文化財の周りに「緩衝地帯」という広い範囲に色がついているので、そこまで登録遺産のエリアと思つのである。

鎌倉市のつくつた登録推薦用の地図を見ると、旧鎌倉そっくり全部が緩衝地帯となつていて、そのなかにぼつぼつと二十四の「候補となる歴史遺産」が散らばっている。だが、この緩衝地帯は世界遺産登録の対象ではないと書いてあるのだ。京都・奈良もそうなのだ。

では緩衝地帯とはいったいなにだろうか。登録条件を読んでもそのひとつに、登録遺産のまわりで、その保護を支える重要な機能をもつ地域を設けるとある。

つまり世界遺産の守護役となる地域であるから、ここで遺産の邪魔になることをしてはいけないのである。ではどんなことが邪魔なのか。

世界遺産登録のドイツのケルン大聖堂の近く

の鉄道ヤード跡地開発で高層建築が建とうとして、登録抹消騒ぎがあったそうだ。景観として登録遺産の邪魔をしないといけないのであろう。だから緩衝地帯には、何らかの法的規制を登録条件としている。

鎌倉の登録候補となる歴史遺産のほとんどは旧鎌倉の丘陵のすそにある。そこその周りは緑の森であるか静かな住宅地で、古都保存法の保存区域と都市計画法の風致地区として守られている。緩衝地帯としての資格は十分である。

こうして山並み景観を守りきった鎌倉は、期せずして世界遺産登録への適格条件となった。

景観行政パワーアップを期待

問題があるのは、中世武家の古都鎌倉の歴史遺産として、登録からどうしてもはずせない鶴岡八幡宮と若宮大路である。これらは商業市街地にいきなり接しているから、国立の大学通りのように若宮大路に高層ビルが建つては、ケルンの騒ぎになる以前に登録さえできなくなる。

これまで鎌倉市では自主規制で、若宮大路の周りの市街で建物高さ十五メートル以下としてきたから良いだろうと言っても、それでは登録元のユネスコがはなはだ心もとないと、法規



上は戦前の若宮大路の風景、見事な松並木の中に江戸電がみえる。下は現代の若宮大路の景観、守った山並みとは対照的にまばらな松並木と露出する街並み。

そこで、今年から自主規制から景観法による法規制にしたのは、世界遺産登録のために必要だったのである。こうして鎌倉の中心の市街は世界遺産の緩衝地帯となる資格を得て、山並みの森とともにその守護役の役割を持つことになった。いや、まだ登録にいたらないから、守護役候補である。

と、まあ、こんな世界遺産と法規制の物語を述べてきたが、実はわたしの勝手な解釈によるもので、これは本末転倒の話かもしれない。

一九七〇年代の昭和の鎌倉攻めの頃から自主規制でがんばってきた高さ制限だが、なんども法規制にしようとしていて、ようやく市民コンセンサスが得られたのがこの法規制であるというべきだろう。たまたま世界遺産登録運動と時機が合致したというか、運動が法規制を促進したのであろう。

緩衝地帯となった若宮大路周辺の商業地の市街は、建物高ささえ規制すれば、世界遺産守護役として資格は万全、というのでもあるまい。そこは景観法による規制なので、単に高さだけではなく、形や色についても町並みに調和するようにしなければならぬとしている。

ただし、景観法に基づくデザインのコントロールは、それを行う行政側に相当の力量がないと、形骸化するおそれがある。これまで自主規制の行政指導でやってきた勢いを、さらにパワーアップすることを期待しよう。幸いに市民には景観の専門家も多くいるから、守護役として活躍するだろうと思う。(おわり)

だてよしのり 地域ランナー。鎌倉を脱出して横浜都心に移り住み6年余。NPOの番頭役を最後に引退。街と森の徘徊と能楽を趣味の古稀老人。東京駅赤煉瓦駅舎復原及対原形保全ひとりキャンペーン、中越震災復興中の山村で榎田米づくり、各地の都市計画審議会フォロワーなど進行中。

【景観文化論】 <http://homepage2.nifty.com/datey/keikan/>